

柱 2. 地域生活の支援「あんしん」

項目. 防災・防犯等の対策

アクションプラン 福祉避難所の円滑な運営

概要

平成 17 年 3 月に内閣府が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、災害時要援護者の避難支援について市町を中心とし取り組んでいくことが示されました。当市におきましても、平成 20 年 6 月に市町村合併後の新たな「長浜市地域防災計画」の策定に伴い「災害時要援護者支援班」を設置し、同年 8 月に「長浜市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」（現「長浜市災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」）を策定し、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の運用、「災害時における協力体制に関する協定」の締結、福祉避難所用備蓄品の配備等の災害時の要配慮者避難支援に関する取組を行っています。

■福祉避難所とは

【定義】

福祉避難所とは「高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所」である。

（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号））

【対象】

福祉避難所の対象は、「高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者」（以下「要配慮者」。）を対象とする。

（福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年厚生労働省））

<福祉避難所開設の流れ>

- ①指定避難所や福祉避難室では対応できない要配慮者がいる等の情報を災害時要配慮者支援班で集約し、健康福祉部長に報告する。
- ②健康福祉部長は報告結果を基に福祉避難所の開設が必要と認められるときには災害対策本部長（市長）にその旨を報告する。
- ③災害対策本部長は、報告の内容から福祉避難所の開設要否について決定し、健康福祉部長に指示する。
- ④災害時要配慮者支援班は健康福祉部長から福祉避難所開設指示があった際は、福祉避難所に係る協定を締結している社会福祉法人等から候補を選定し、その候補施設と受入可否について協議を行う。
- ⑤協議結果を踏まえて、福祉避難所として指定する施設を決定し、福祉避難所として指定する。（指定するのは健康福祉部長）
- ⑥指定後、なお要配慮者の避難支援に十分対応できない場合は、福祉避難所の指定の追加や、ホテル及び旅館等の借上げによる福祉避難所についても検討する。

経過

時期	内容
平成 17 年 3 月	内閣府が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定。災害時要援護者の避難支援について市町を中心とし取り組んでいくことが示された。
平成 20 年 6 月	合併後の新たな「長浜市地域防災計画」の策定に伴い「災害時要援護者支援班」を設置
平成 20 年 8 月	「長浜市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」（現「長浜市災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」）を策定 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」を創設
平成 22 年 3 月	福祉避難所設置・運営マニュアルを制定
平成 25 年 3 月	「災害時における協力体制に関する協定」を 97 施設と締結
平成 26 年 2 月	「大規模災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を 27 施設と締結 「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」を 12 施設と締結
平成 26 年 4 月	福祉避難所用備蓄品の整備を開始
平成 27 年 3 月	福祉避難所用発電機を各所に配置
平成 31 年 4 月	「長浜市災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」改正

現状・課題

当市では「長浜市災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」において、要配慮者支援班や福祉避難所の設置・運営等について定められていますが、適正な班体制の確保、協定締結施設への連絡方法の共有、物資移送の手段および要配慮者の搬送方法の検討、福祉避難所対象者の選別方法の策定、福祉避難所開設施設との委託契約内容の決定、個人情報の開示条件および開示方法の検討等、円滑な福祉避難所の運営のために今後取り組むべき課題が数多くあります。

また、「災害時における協力体制に関する協定」を約 100 施設と締結していますが、あくまで各施設が可能な範囲で、福祉避難所の開設及び運営、福祉避難所への人材派遣及び物資供給・貸与、送迎等にかかる協力を要請するもので、実際に福祉避難所開設依頼を行った際に、協力を得られない恐れがあるため、平常時から協定先の施設と情報交換や事前協議を行うことが求められています。

近年大規模豪雨災害が頻発し、多くの高齢者やしょうがい者の方々が被災されており、福祉避難所の必要性や世間の関心は次第に高まってきています。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策のための備蓄品の確保およびそれに伴う備蓄保管場所の確保等、福祉避難所の運営に関して求められる課題は日々多様化しています。このような状況の中、円滑な福祉避難所の運営のために、福祉・医療・保健等の各部局と防災部局とが十分に連携し、福祉関係者との協力を得ながら、必要な取組を推進していくことが喫緊の課題と考えます。